

「最上川ふるさと総合公園」指定管理者公募に関する質問の回答

質問 1

○募集要項の該当項目等

【募集要項】 5 経費に関する事項

(1) 上限額

○質問内容

令和 8 年度の上限額は 56,998 千円／年となっており、前回公募の上限額 50,637 千円／年から約 12.6%増となっております。

一方で山形県の最低賃金は、前回公募資料が配布された令和 2 年 8 月は時給 793 円でしたが、令和 7 年 12 月には時給 1032 円になる（約 30.1%増）との報道もあり、人件費のひっ迫が予想されます。

来期の上限額積算にあたり、県で算定に用いた労務単価などがあればお示しく下さい。

回答 1

人件費は、給与改定を織り込んで積算し、事業者を公募しております。

質問 2

○募集要項の該当項目等

【募集要項】 5 経費に関する事項

(1) 上限額

○質問内容

「③包括協定で明記した内容に含まれていない臨時的な業務や新たな項目（管理区域の拡大や施設設置等による）の追加の必要が生じた場合、その内容及び額等を県及び指定管理者の両方で確認したうえで、年度協定に定めます。」と記載されております。

政府は最低賃金を 2020 年代に全国平均 1500 円とする目標を掲げており、指定期間の最終年（令和 12 年=2030 年）には、令和 7 年度 12 月の予想値（1032 円）から、さらに 40%程度上昇する可能性があります。

包括協定以降、指定管理初年度から最低賃金が著しく上昇した場合は「追加の必要性が生じた場合」として、指定管理料の増額について協議いただけないでしょうか。

回答 2

指定管理期間において、施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合は、管理運営業務仕様書 I - 7 リスク負担に基づき県と指定管理者が

協議することとしており、適切に対応可能な手段がありますので、必要に応じて御相談ください。

質問 3

○募集要項の該当項目等

【募集要項】 5 経費に関する事項

(1) 上限額

○質問内容

近年の最低賃金の大幅な引き上げ、物価・水道光熱費の高騰を背景に「指定管理者制度における賃金スライド制度」を導入する自治体が増えております。

東北では岩手県で令和7年度より導入されており、賃金水準を図る指標が一定以上上昇した場合、上昇分のうち1%は指定管理者が負担、残りは指定管理料増額となります。

こうした制度の導入、または類似制度の導入をご検討頂けないでしょうか？

回答 3

回答2と同様、指定管理期間において、施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合は、管理運営業務仕様書 I-7 リスク負担に基づき県と指定管理者が協議することとしており、適切に対応可能な手段がありますので、必要に応じて御相談ください。

なお、御要望の件については、指定管理制度の所管課へお伝えします。

質問 4

○募集要項の該当項目等

【募集要項】 7 協定に関する事項

(1) 包括協定

○質問内容

センターハウスの休館日は現在「12月1日から翌年の3月31日までの月曜日(月曜日が休日の場合はその直後の休日でない日)及び12月29日から翌年1月3日まで。」となっております。

これについて、雇用確保や光熱費高騰への対応として「通年で毎週月曜を休館とする」提案を行っても差し支えないでしょうか？

回答 4

管理運営業務仕様書 I-2-(2) 有料公園施設の使用時間及び休業日に記載のとおり、有料公園施設の休業日は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(12月29日から翌年の1月3日まで日を除

く。) 以外の日において、年間 60 日以下とします。

質問 5

○募集要項の該当項目等

【維持管理水準書】 具体的な業務事項

1. 施設管理【センターハウス】 清掃 公衆便所

○質問内容

質問番号 4 に関連して、毎週月曜日を休館日とした場合、2025 年度は年間営業日 307 日となります。(毎週月曜日と年末年始を休業日とした場合。)

この場合、仕様で定められたセンターハウスのトイレ清掃回数「333 回/年」と、年間営業日「307 日」で乖離が生じますが、センターハウスの休館日も清掃し規定回数を実施する等すれば問題はないでしょうか？

回答 5

センターハウスのトイレ清掃回数は、催事開催日等の利用者が多い日において、1 日に複数回の清掃を行うことを想定したものであり、「333 回/年」以上とします。

質問 6

○募集要項の該当項目等

【管理運営業務仕様書】 I 基本的事項 1 基本コンセプト

2 施設の管理運営に関する基準 (2) 有料公園施設の使用時間及び休業日

○質問内容

「①有料公園施設の使用時間は、気象の状況等により有料公園施設の使用に支障があると認められる場合を除き、1 日当たり 8 時間以上とすること。」と記載されております。

有料公園施設のうち、スケートパークについては、平日午前中の利用が極端に少ない状況です。(売上よりも、電気代・人件費の方が多く平日の午前中は赤字。)

適正な利益確保の観点から「スケートパークの営業時間を 13 時～21 時とする」提案を行っても差し支えないでしょうか？

回答 6

管理運営業務仕様書 I-2-(2) 有料公園施設の使用時間及び休業日に記載のとおり、有料公園施設の使用時間が 1 日当たり 8 時間以上であれば支障ありません。

質問 7

○募集要項の該当項目等

【募集要項】 2 施設の概要

④主な施設

○質問内容

主な施設のうち、ドッグランは無料で開放しております。

しかし、毎年、センターハウスでの登録（新規もしくは更新）が必要で、運営にかかる人件費や関連費用（コピー代、カード発行代等）は年々増加しております。

これらのことから、毎年の登録時に 100 円～200 円程度の事務手数料を新たに徴収する提案を行っても差し支えないでしょうか？

回答 7

山形県都市公園条例に使用料の設定がない施設使用に関連する料金は徴収出来ません。